

(公印省略)

21介第4187号

平成22年4月2日

各保険者介護保険担当課長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(指導係)

居宅介護支援における運営基準減算の取扱いについて(通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各保険者におかれましては、日頃から適切な居宅介護支援事業所への指導を実施していただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、各保険者からの協力のもと作成した「居宅介護支援における運営基準減算の考え方」について、別紙のとおり各居宅介護支援事業所あて通知しましたのでお知らせします。

この取扱いについては、平成22年4月からの適用としますので、各居宅介護支援事業所への対応をよろしくお願ひいたします。

福岡県保険介護部介護保険課指導係 北林

TEL : 092-643-3319

FAX : 092-642-1504

## 居宅介護支援における運営基準減算の考え方

= 福岡県 =

### <運営基準減算とは…>

介護支援専門員が行う居宅介護支援業務において、適切なサービスが行われず、国が定める減算基準に該当する場合、当該月の居宅介護支援費から一定割合を減算するもの。

1. (1)～(3)に該当した場合、運営基準減算適用となる。

※ (1)及び(2)は「当該居宅サービス計画に係る月」から、

※ (3)は「当該月に訪問、面接、記録をしていない月」から、

それぞれ、「当該状態が解消されるに至った月の前月」まで減算となる。

※ 運営基準減算状態が該当する場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。

#### (1) 居宅サービス計画の新規作成・変更にあたり、次のいずれかに該当した場合

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接していない場合。
- ② サービス担当者会議(やむを得ない場合の意見照会を含む)を行っていない場合。
- ③ 居宅サービス計画の原案について利用者又は家族に説明し、文書による同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付していない場合。
- ④ 解決すべき課題の把握「アセスメント」に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接し、結果を記録していない場合。

#### (2) 次の場合にサービス担当者会議を開催していない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更認定を受けた場合

#### (3) 居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)に当たり、「特段の事情」がなく、次のいずれかに該当した場合

- ① 月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- ② モニタリングの結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続した場合

2. 上記(3)における「特段の事情」とは、利用者の事情によるものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まない。

3. 居宅サービス計画の変更であって、利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)の場合は、上記(1)を行っていなくとも減算適用としない。

＜モニタリングにおける「特段の事情」の考え方＞

① 利用者が月途中で緊急入院したため、居宅で面接ができなかった場合。

→モニタリングの訪問予定日前に、予測できない緊急入院をした場合は、「特段の事情」に該当すると考えます。その際は、「特段の事情」に該当する理由を記録として残す必要があります。

また、入院先の利用者の状況について、本人または家族等に面接等で把握し、その結果を経過記録に残してください。

② 利用者がショートステイを1月を超えて利用しているため、居宅で面接できなかった場合。

→月を通してショートステイを利用している場合、物理的に居宅での面接が不可能ですので、本人に施設で面接をしていれば減算となりません。

なお、施設職員からも情報収集し、家族等の状況も確認し、モニタリングの結果を総合的に記録するように努めてください。

※ショートステイを継続して利用することについて、妥当性の検証が必要です。

③ 利用者が、退院後直接ショートステイを利用したため居宅で面接ができなかった場合。

→物理的に居宅で面接ができないため、「特段の事情」に該当すると考えます。

ただし、本人に施設で、必要に応じて家族に居宅訪問の上面接し、結果を記録してください。

ショートステイから居宅に帰る際は、プランの見直しをしてください。

④ 利用者が月途中で死亡した場合。

→ モニタリングの予定日前に死亡した場合は、「特段の事情」に該当すると考えます。

その旨の記録を残してください。(訪問予定日、死亡日)

また、家族やサービス事業所から、サービス実施状況について確認のうえ、記録をしてください。

⑤利用者がインフルエンザ等の感染症に罹患したため訪問できなかった場合。

→ 原則的に「感染症＝特段の事情」とは考えていません。感染症罹患中は、病状・その他の状況把握が必要だと考えます。単身者など、必要に応じて感染予防策を整えた上で訪問を要することもあります。

利用者の病状や家族状況等を把握した上で、訪問を翌月まで延期することが適当と判断される場合は、「特段の事情」に該当する場合もありますので、経過等を記録の上保険者にご相談ください。

⑥介護支援専門員がインフルエンザ等の感染症に罹患したため訪問できなかった場合。

→ 介護支援専門員側の理由によるものであり、「特段の事情」に該当しません。事業所内で別のケアマネジャーが代理でモニタリングを実施してください。  
代理がない場合は減算になります。

⑦災害等の被害により、利用者が居宅を離れたため、居宅で面接ができなかった場合。

※ 災害のため居宅に住めない状況時は、避難先を「居宅」とみなします。

※ 介護支援専門員側の人手不足等の理由は、特段の事情になりません。

→A： 利用者が近隣の避難所や近隣親戚宅、宿泊施設など、居宅以外の近隣地域に避難している場合は、避難先を「居宅」とみなしますので、避難先を訪問・面接し、その結果を記録してください。

→B： 利用者が近隣病院・施設等に入院入所(ショートステイを含む)の場合は、病院や入所先を訪問、面接し、その結果を記録してください。

→C： 利用者が遠方に(サービス実施区域を越える)避難・入院入所等しており、長期に居宅を離れる場合は、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の変更等も含め、検討が必要であると考えます。

避難先でサービスを利用しない場合は、「特段の事情」と考えますが、電話等により利用者の状況等を確認しておくようにしてください。

なお、この場合、利用者が再び居宅に戻るなどサービスを再開する必要が生じたときは、新たにケアプランを作成する際と同様に、アセスメント等を取り直す必要があります。

避難先でサービス提供を受ける場合であって、居宅介護支援事業所を変更しな

いときは、「特段の事情」に該当しません。

⑧月途中から旅行等、利用者が不在のため、居宅で面接ができなかった場合。

→ 基本的に、その月の予定は事前に把握し、事前に居宅訪問する必要があると考えます。

モニタリング予定日前に不在になった場合であって、且つ利用者が月末まで居宅に戻らない場合、その予定を事前に把握できなかった正当な理由がある場合のみ「特段の事情」に当たると考えます。

この場合は、事前に把握できなかった理由を記録するとともに、サービス事業所から利用状況を確認するなど、モニタリングを行ってください。

○ <その他>

○ 「特定事業所加算Ⅱ」について

- ・ 運営基準減算の発生を含め、当該加算要件を満たすことができなくなった月から算定することができません。
- ・ 加算要件を満たさないことが判明した時点で、速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書」の届出により、当該加算の取り下げを行ってください。
- ・ また、同時に加算要件を満たすと見込まれる場合は、当該加算の届出を行ってください。
- ・ 15日〆切りで、翌月から当該加算を算定することができます。
- ・ 実地指導等で過去に運営基準減算が判明した場合は、運営基準減算が発生した月に遡って当該申請の取り下げをすることが必要となりますので、ご留意下さい。

(例) 3月末に特定事業所加算Ⅱの要件を満たさないことが判明。

速やかに加算の取り下げの届出を行う。



4月15日までに「加算届出」を行う。(取り下げ届と同時提出可)



5月から当該加算を算定できる。

(3月～4月の当該加算については、算定できない。)